

介護保険施設等と医療機関との連携状況の調査結果

介護保険施設と医療機関との連携状況の調査概要

1 調査の概要

令和6年度制度改正により、介護保険施設等では、入所者の急変時に

①相談対応、②診療、③入院受入れの体制を確保した協力医療機関を定めることが義務化された
(令和9年3月31日まで努力義務)ことから、当該施設における医療機関との連携状況を調査した。

2 調査方法

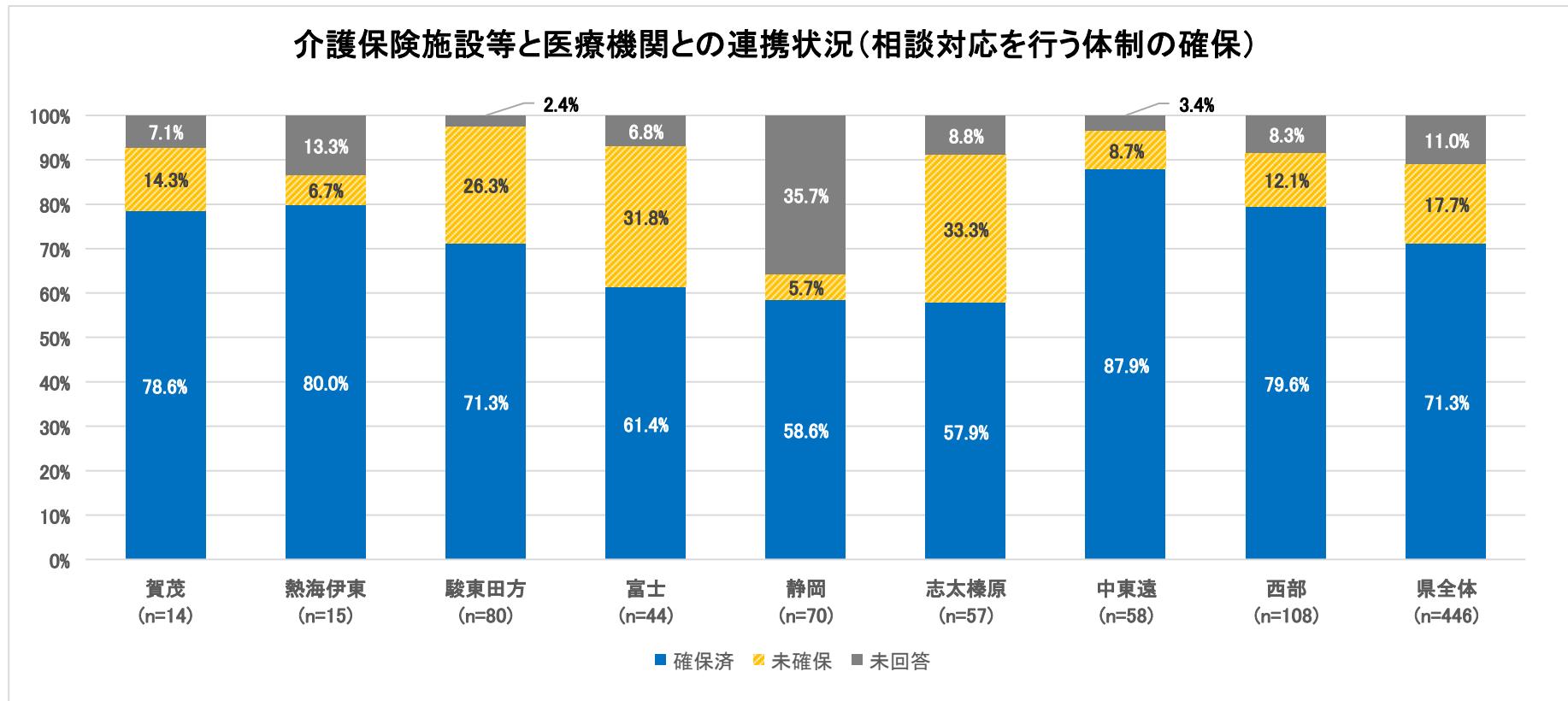
県所管の介護保険施設等に対しては、法令で届出が義務付けられている協力医療機関に関する届出書を提出させることにより把握した。政令市を含む市町が所管する施設は、調査時点における届出実績等について、市町に対してアンケート調査を実施した。

3 令和7年3月末時点の状況

	対象施設数 A	届出施設数 B	届出率 B/A	①相談対応 C	確保率 C/A	②診療 D	確保率 D/A	③入院受入れ E	確保率 E/A
介護老人福祉施設	242	219	90.5%	171	70.7%	149	61.6%	136	56.2%
介護老人保健施設	123	109	88.6%	91	74.0%	82	66.7%	81	65.9%
介護医療院	32	30	93.8%	26	81.3%	25	78.1%	25	78.1%
地域密着型 介護老人福祉施設	49	39	79.6%	30	61.2%	30	61.2%	28	57.1%
合計	446	397	89.0%	318	71.3%	286	64.1%	270	60.5%

介護保険施設等と医療機関との連携状況 調査結果①（相談対応を行う体制の確保）

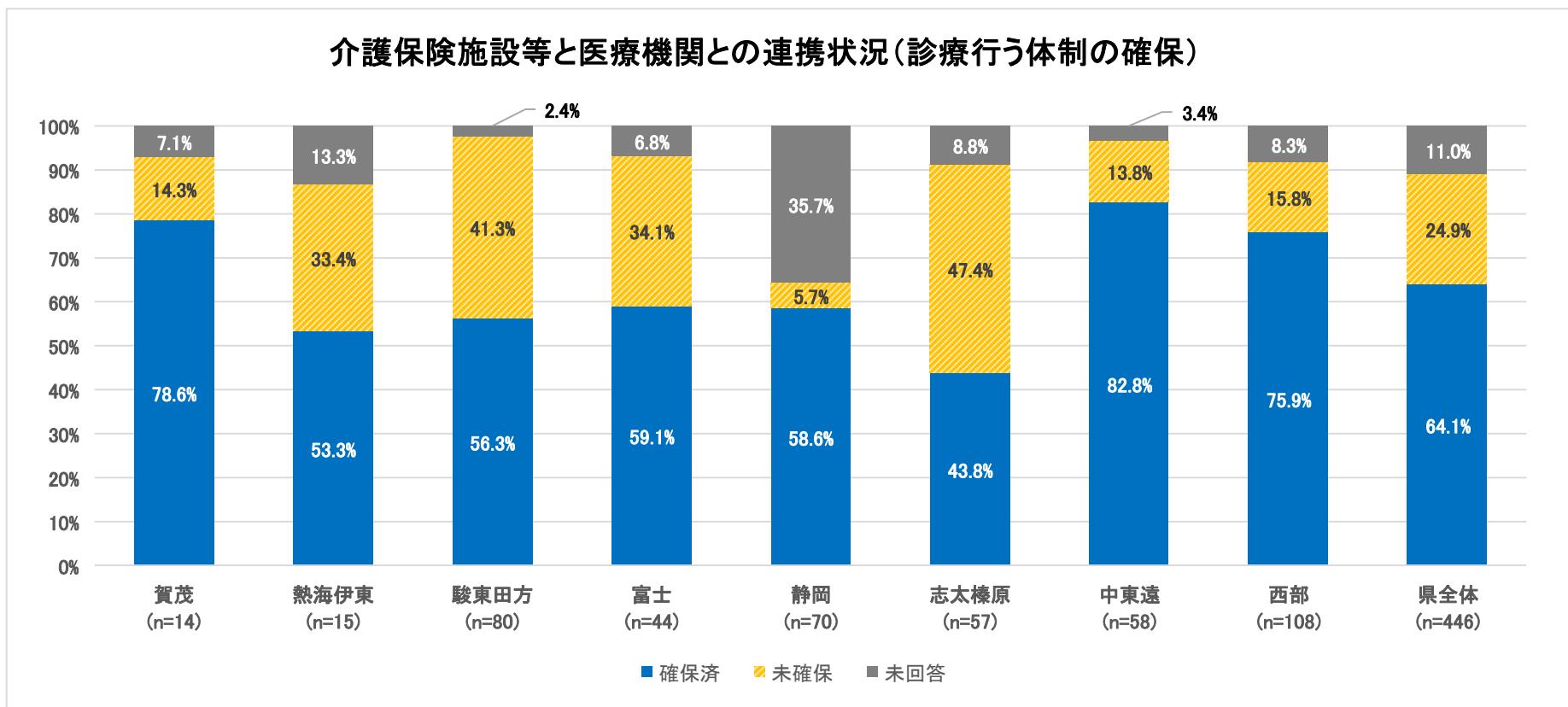
- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設 計446施設のうち、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している施設は、318施設(71.3%)であった。
- ・各圏域では、志太榛原、富士圏域が比較的低く、中東遠圏域が比較的高い。



- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設について二次医療圏域ごとに集計
- ・回答があった施設のうち、施設基準第1号「入所者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している」割合

介護保険施設と医療機関との連携状況 調査結果②(診療を行う体制の確保)

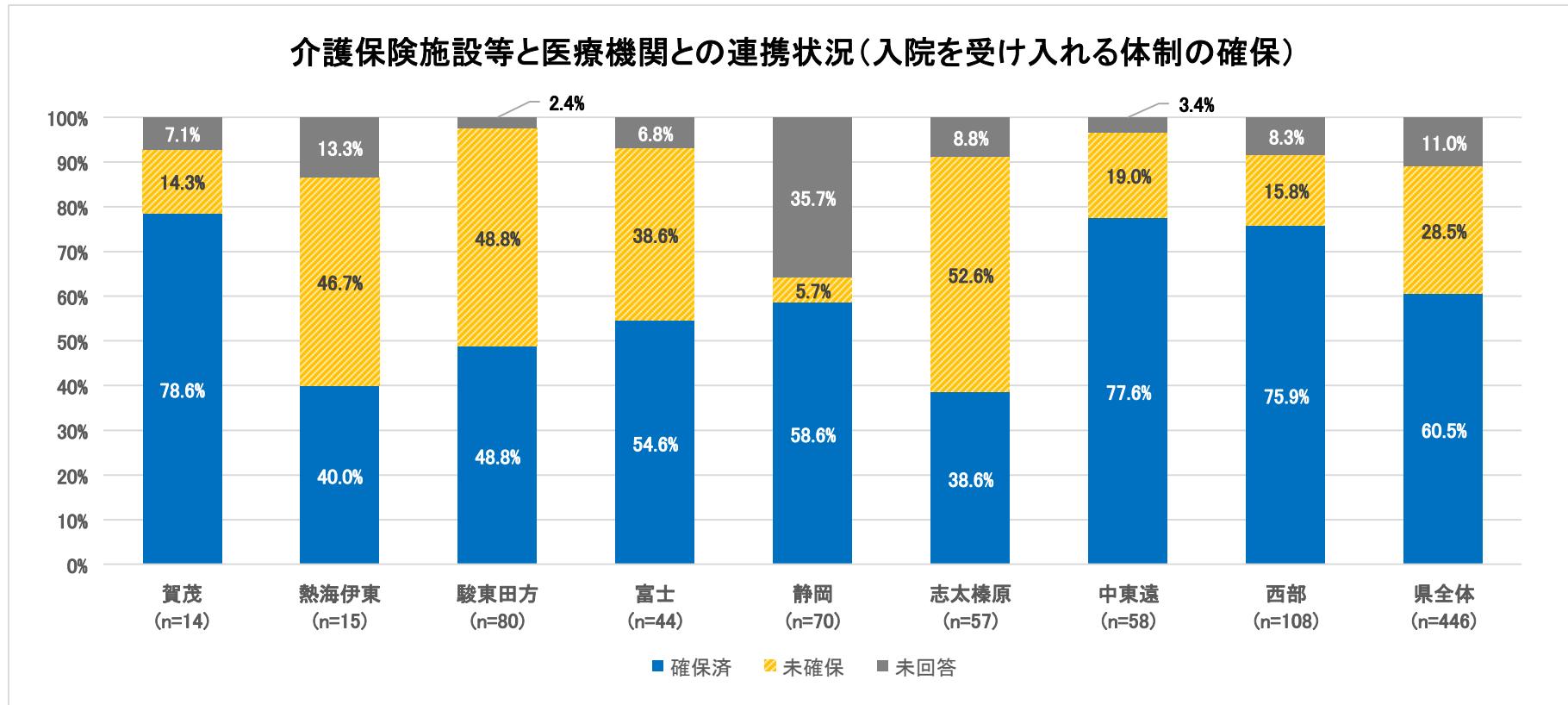
- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設 計446施設のうち、入所者の診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している施設は、286施設(64.1%)と、相談対応を行う体制の確保に比べて低い値となっている。
- ・各圏域では、志太榛原圏域が比較的低く、中東遠、賀茂、西部圏域が比較的高い。



- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設について二次医療圏域ごとに集計
- ・回答があった施設のうち、施設基準第2号「診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している」割合

介護保険施設と医療機関との連携状況 調査結果③（入院を受け入れる体制の確保）

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設 計446施設のうち、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している施設は、270施設（60.5%）と、相談、診療を行う体制の確保に比べて低い値となっている。
- ・各圏域では、志太榛原、熱海伊東、駿東田方圏域が比較的低く、賀茂、中東遠、西部圏域が比較的高い。



- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設について二次医療圏域ごとに集計
- ・回答があった施設のうち、施設基準第3号「入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している」割合